

災害時における地域の安全確保のための警備業務に関する協定

山 口 県

一般社団法人山口県警備業協会

災害時における地域の安全確保のための警備業務に関する協定

山口県（以下「甲」という。）と一般社団法人山口県警備業協会（以下「乙」という。）は、災害時における地域安全の確保等に係る警備業務の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において、甲の要請に基づき乙が緊急かつ優先的に実施すべき警備業務に関し必要な事項を定め、もって的確かつ実効性のある警備業務を実施することによって、地域安全の確保に資することを目的とする。

（災害の定義）

第2条 この協定における「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害のうち、甲が乙に対し協力を要請する必要があると認めるに足りる規模の災害とする。

（警備業務の内容）

第3条 甲の要請に基づき乙が調整を行う警備業務は、警備業法（昭和47年法律第117号）第2条第1項に定める警備業務のうち、次の警備業務（以下「当該業務」という。）とする。

- （1）緊急交通路の確保等のための交通誘導業務
- （2）廃棄物仮置場出入口等の誘導整理を行う業務
- （3）避難所等における犯罪防止等のための業務
- （4）その他甲において必要と認める業務

（業務の要請等）

第4条 甲は、第2条の災害が発生した場合において、乙に対し協力を要請することを決定した時は、第3条に定める当該業務の内容及び日時、場所、必要人員並びに従事期間を特定し、山口県警察と協議のうえ、乙に対して当該業務実施に関する調整を要請する。

（業務の実施）

第5条 乙は、甲の要請を受諾したときは、遅滞なく乙の会員事業者と当該業務の実施に向けた調整を行うものとする。

2 乙との調整により当該業務を受託した会員事業者又は共同事業者（以下、「受託警備業者等」という。）は、本協定の目的に沿って、自社に所属する警備員を甲が指定する場所に出動させ（この場合の警備員を「出動警備員」という。以下同じ。）、当該業務に従事させるものとする。

（契約の締結等）

第6条 受託警備業者等は、当該業務の開始までに、警備業法の定めるところにより、甲又は甲の要請に基づき役務の提供を受ける者（以下「受益者」という。）に対し契約書を交付するなど、契約に必要な手続きを適正に履行するものとする。

（費用の負担）

第7条 甲の要請により受託警備業者等が実施する当該業務に要する費用は、甲又は受益者が負担する。

2 当該費用は、甲又は受益者が、役務の提供を受ける直前の適正価格を基準として、契約締結時に関係者が協議して決定するものとする。

(出動警備員に対する補償)

第8条 この協定に基づく警備業務の実施に関し、出動警備員が死亡又は負傷した場合の補償は、労働災害関係法令に基づいて支払うものとする。

(損害賠償)

第9条 この協定に基づく当該業務の実施に関し、第三者に与えた損害の賠償は、甲がその責を負うものとする。ただし、この協定に基づく当該業務の実施に関し、出動警備員の責により第三者に損害を与えた場合は、当該業務を受託した警備業者等がその責を負うものとする。

(協議)

第10条 この協定の実施に関し、疑義が生じたときは、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

(適用)

第11条 この協定は、協定を締結した日から適用する。

2 平成9年6月5日に山口県警察本部長と乙との間で締結した「災害時における交通誘導業務等に関する協定」は、協定を締結した日限り、廃止する。

以上の協定締結を証するため、この証書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和7年3月17日

甲 山口県

山口県知事 村岡 嗣 政



乙 一般社団法人山口県警備業協会

会 長 豊 島 貴 子

